

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「参事」を「参事 会計指導官」に改め、「医療管理課」を「病院マネジメント課」に改める。

別表第二東京事務所の項の次に次のように加える。

旅券事務所	所長 次長
外国人支援センター	所長 総務室長 留学生交流室長

別表第二旅券事務所の項及び外国人支援センターの項を削り、同表農業総合センターの項を次のように改める。

農業研究開発センター	所長 研究企画・技術支援部長 総務課長 センター所長 科長
------------	-------------------------------

別表第二農業大学校の項を削り、同表家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

農業大学校	校長 副校長 担い手養成課長
-------	----------------

別表第二奈良公園管理事務所の項中「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に改め、同表奈良病院の項から三室病院附属看護専門学校の項までを削り、同表教育研究所の項中「事務局長」を「事務局長 参事」に改め、同表橿原考古学研究所附属博物館の項中「館長」を「館長 副館長」に改める。

別表第二養護学校の項の次に次のように加える。

中学校	校長 教頭 事務長
-----	-----------

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。